

件名	血液凝固・血小板凝集能測定装置の調達と保守及び検査試薬の調達（赤字部分を訂正します。）
----	---

番号	書類名、該当頁	質問事項	回答
1	血液凝固・血小板凝集能測定装置 機器仕様書 II 2 注2	「既存装置を含む」とはどういった意味でしょうか。	「既存装置を含む」の部分は削除とします。
2	血液凝固・血小板凝集能測定装置 保守契約仕様書 II 1 1-2)-(2)	1年目は無償保証期間となりますが、年1回の点検が必要でしょうか。（契約期間84か月で最低7回必要かどうか） 設置時に装置性能を担保した状態での納品となりますが、追加で1年目から必要となるのでしょうか。	機器導入1年目においても年1回の点検が必要です。
3	血液凝固・血小板凝集能測定装置 試薬仕様書 2 2-2	「なお、別表1、2は12か月間の想定件数だが契約期間は15か月間であるので留意すること」とあるが、別表の各件数を12で除し、15を乗じて算出してよいでしょうか。	その通りです。
4	血液凝固・血小板凝集能測定装置 試薬仕様書 4 4-1	コスト試算の際に、実施項目・項目数で金額が変動する為、血小板凝集能測定装置の具体的な検査項目（使用する惹起物質）を設定してほしい。 例）ADP, コラーゲン, アラキドン酸	血小板凝集能の測定項目はADPとコラーゲン、アラキドン酸のいずれかを使用します。（複数の場合もあり）
5	血液凝固・血小板凝集能測定装置 試薬仕様書 6 6-1	「入札の対象は試薬の他に標準物質・精度管理料も含まる」とあるが、精度管理条件の記載がないため記載してほしい。 （例） 【標準物質測定】試薬ロット変更時 【精度管理料測定】 平日（月間＊日）→1台につき高濃度・低濃度 各2回ずつ 休日（月間＊日）→1台につき高濃度・低濃度 各1回ずつ	精度管理条件は以下の通りとします。 ・標準物質測定は、試薬ロット変更時及び精度管理において、管理幅を逸脱し調整が必要な場合などになります。 ・精度管理料測定は、ルーチン用機器では低濃度・高濃度を1日に各2回ずつ測定し、夜間・休日用の機器では低濃度・高濃度を1日に各1回ずつ測定
6	血液凝固・血小板凝集能測定装置 試薬仕様書 6 6-1	「入札の対象は試薬の他に標準物質・精度管理料も含まる」とあるが、洗浄液や反応キュベット等その他の消耗品記載は不用でよいでしょうか。	試薬の他に、標準物質、精度管理料、洗浄液、反応キュベット等その他の消耗品も対象となります。
7	血液凝固・血小板凝集能測定装置 試薬仕様書 6 6-1	「入札の対象は試薬の他に標準物質・精度管理料も含まる」とあるが、その他消耗品、洗浄液など、保守契約に含まれない、購入が必要な物品を漏れなく含めるという認識でよいでしょうか。 また、精度管理測定、キャリブレーションの条件（濃度・頻度・使用方法）の指定をしてほしい。	質問5、6の回答をご確認ください。